

# 新たな交通サービス導入支援業務仕様書

## 1 業務名

新たな交通サービス導入支援業務

## 2 業務の目的

生活交通を確保するため、デマンド交通や公共ライドシェアなど地域の実情に応じた新たな移動手段の確保等に取り組む県内市町村に対し、専門家の派遣等を通じて伴走支援を行い、市町村が実施するモデル的な取組の構築を図るとともに、その成果を他市町村へ横展開する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 予算上限額

4, 213, 078円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 5 対象市町村

- (1) 令和8年度中に新たな交通サービスの導入に向けた検討を行う市町村
  - ・ 県内の2市町村を想定しており、決定次第通知するものとする。
  - ・ 各市町村に対し、4回程度の訪問協議や会議への出席を行うものとする。
- (2) 令和7年度中に本事業により新たな交通サービスの導入に向けた検討を行い、令和8年度中に当該サービスの実証運行等を行う市町村
  - ・ 県内の2市町村を想定しており、決定次第通知するものとする。
  - ・ 各市町村に対し、2回程度の訪問協議や会議への出席を行うものとする。

## 6 業務内容

受託者は県と連携の上、以下に基づき、対象市町村の地域の実情に応じて、地域公共交通に精通した専門家による支援を行うものとする。

### (1) 新たな交通サービスの導入に向けた検討支援

#### ア 事業構想の検討支援

- ・ 対象市町村へのヒアリングや資料の分析を通じ、地域課題の把握及び整理を行うこと。
- ・ 地域の交通資源を踏まえ、適切な交通サービスの形態及び実施主体の検討を行うこと。
- ・ 導入に向けたスケジュール及びロードマップの作成を行うこと。

#### イ 運行計画の検討支援

- ・ ニーズや課題を踏まえた具体的なサービス内容を検討すること。
- ・ 導入による地域への効果及び影響について分析を行うこと。

#### ウ 関係者との調整及び合意形成に向けた支援

- ・ 運行主体（候補を含む）との調整及び合意形成に向け、資料作成や協議への同席等の支援を行うこと。
- ・ 庁内協議資料、地元自治会への説明資料及び地域公共交通会議資料の作成を支援すること。

- ・警察等との調整、運輸局等への申請手続きに係る必要書類の作成を支援すること。
- エ 実証準備及び周知支援
  - ・庁内協議資料、地元自治会への説明資料及び地域公共交通会議資料の作成を支援すること。
  - ・交通サービスの周知や広報資料等の作成を支援すること。
- オ その他、新たな交通サービスの導入のために必要な業務の支援
  - ・事業の進め方や法制度等に関する助言を行うほか、市町村が作成した資料の確認等、必要な支援を行うこと。

## (2) 実証運行等に対する支援

- ア 実証運行中の改善提案
  - ・利用状況等を踏まえ、運行内容の改善提案を行うこと。
  - ・運行主体や関係者との協議において、課題整理及び調整を支援すること。
- イ 実証運行結果の取りまとめ及びフォローアップ
  - ・利用実績や収支状況等の整理及び分析を行うこと。
  - ・実証運行の成果及び課題を整理し、本格導入に向けた改善方策の検討を支援すること。
- ウ 横展開に向けた資料作成
  - ・実証運行の成果及び課題を整理するとともに、導入手順、検討のポイント及び留意事項等を踏まえ、他市町村においても活用可能な資料を作成すること。

## 6 岡山県担当者への報告

支援の内容等について、書面により、適宜岡山県に報告すること。

## 7 成果品の納品

### (1) 成果品の内容

本業務の成果品として、対象市町村に対する一連の支援業務の実施内容及びその結果を取りまとめた報告書及び横展開に向けた資料と併せて、委託業務完了報告書（別紙1）と併せて、契約期間満了日までに県へ提出すること。

### (2) 成果品の媒体

委託業務完了報告書（別紙1）については紙媒体1部または電子データを提出すること。

### (3) 納品場所

岡山県県民生活部交通政策課企画班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6

## 8 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者が本業務のために作成した資料等の著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとし、県及び市町村が行う他の媒体等での使用を妨げないものとする。
- (2) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用したりしないこと。
- (4) 仕様書に無い項目について疑義が生じた場合、県と受託者が協議して決定すること。

(別紙1)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

### 新たな交通サービス導入支援業務完了報告書

令和8年 月 日付けで契約を締結した新たな交通サービス導入支援業務について、次のとおり業務が完了したため、委託契約書第 条第 項の規定に基づき、報告します。

#### 記

- 業務名  
新たな交通サービス導入支援業務
- 委託期間  
令和8年 月 日から令和9年3月31日まで
- 業務完了日  
令和 年 月 日
- 成果品  
別添のとおり